



横山玉子さん(31歳)

主婦 今泉6丁目
年金をもらうまでには、
だいぶ期間があるのでピン
トできませんが、老後のため
かなと思って加入してます。



依田あさ美さん(49歳)

自営業 富士町
年金をもらう人はいいけ
れど、若い人はこれから掛
けていかなければならず、
大変ですね。



長田祥吉さん(65歳)

自営業 広見本町
老後を年金だけに頼るの
はよくないと思う。年をと
っても健康であれば、仕事
をつづけたいね。



渡辺正雄さん(71歳)

無職 船津
63歳からもらい始めた年
金は、自分の趣味を生かすた
めに使っているよ。健康で
長生きしなけりゃ損だね。

老後を支える国民年金についてけれど!!

今がいつ?
老後は

“保険料が高くなつたのでやめたい” “将来もらえるかどうか不安” …。国民年金に対する、このような相談が増えています。高齢化社会を迎つつある現在、私たちにとって老後の生活は大きな課題です。そこで、保険年金課の加藤勝治課長を訪ね、国民年金について東滝川の主婦 長島澄子さんにレポートしていただきました。

☆国民年金の種類

年金の種類	受けられる要件	年 金 額
老 齢 年 金	保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上あり、65歳になったとき。 (昭和5年4月1日以前に生まれた人は生年月日により、それぞれ24年から10年に短縮されます)	25年納付した場合 月額 47,125円 40年納付した場合 月額 75,398円
通算老齢年金	保険料を納めた期間(免除期間を含む)が1年以上あるときで、これらの期間と厚生年金などの加入期間を合わせた期間が25年以上あり、65歳になったとき。	5年納付した場合 月額 9,425円 10年納付した場合 月額 18,850円
障 害 年 金	国民年金の加入期間中に病気やケガをして障害が残ったときで、一定の保険料納付要件に該当するとき。	1級の場合 月額 58,625円 2級の場合 月額 46,900円
母 子 年 金	国民年金に加入している妻が、夫を亡くし18歳未満の子と生活しているときで一定の保険料納付要件に該当するとき。	子1人の場合 月額 61,900円 子2人の場合 月額 66,900円

新聞やテレビに年金のことが
國民年金に加入していますが、私にはよく理
もらえるかどうか心配です。
これからはますます高齢化社会を上
といわれていますが、将
たらと思
上げていい方

保険料、年々上がりますね

国民年金について、東滝川の長島さんがレポート

長島 まず始めに、年金制度にはどのようなものがありますか。

加藤 我が国の年金制度は、国民年金、厚生年金をはじめとする8つの制度に分かれ、誰でもがいずれかの制度に加入する国民皆年金のしくみになっています。

これらの制度は、内容に差はあります、どの制度も老後の生活保障を大きなねらいとしています。

長島 そうですか。

一般に国民年金といえば、25年納めた人がもらう老齢年金を思い浮かべますが、他にはどのような種類がありますか。

加藤 そうですね——。老齢年金の他に通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金などがあります。

(※2・3ページの下表参照)

長島 国民年金に加入する人は一。

加藤 商業・農業などの自営業を営む20歳から59歳までのひとと、他の公的年金に加入していない人は、必ず入らなければなりません。

強制と任意加入が

長島 国民年金には強制加入と任意加入がありますね。

加藤 そうです。先に述べた人た

ちは強制加入で、長島さんのようサラリーマンの奥さんや昼間部の学生などは、任意加入となります。

長島 年金制度はいつからできたのですか。

加藤 昭和36年からです。

長島 私が加入したのは昭和48年です。最初は何となく保険料を納めていましたが、最近では保険料が高くなつたために負担となり、やめてしまおうかと迷う時もあります。

加藤 任意の場合は途中でやめることもできます。

しかし、高いからといって途中でやめてしまうのはどうかと思いますね。



レポーター

長島澄子さん (51歳)

主婦 東滝川町

長島さんの場合は、ご主人が高校教諭でサラリーマンのため、昭和48年に国民年金に任意加入了。

やめようかな…とも思っています

加藤 たしかに保険料は毎年上がっています。しかし、これは物価等の値上がりも含まれていると考えたいのです。

たとえば、昭和56年度をみていただくと、支給されている年金額に見

合う保険料は8,750円なんです。

ところが実際に被保険者のみなさんからいただいた保険料は4,750円です。この不足分は国が負担しています。

長島 約半分近くになりますね。

加藤 そうなんです。実質的には決して高くないと思います。

これからは、さらに高齢化社会を迎えます。このような時に、お年寄りが自分1人だけの力で生活していくことは、大変むずかしい時代になります。そこで、自分が若いうちにこの公的年金制度を利用し、老後に備えていただきたいと思うのです。

老後というのは、誰にでも必ずやってくるものですから……。

長島 ええ、で、また思い直して掛けてはいるのですが……。

年金の種類	受けられる要件	年金額
準母子年金	国民年金に加入している女性が、父や息子などを亡くし18歳未満の孫や弟妹と生活しているとき、一定の保険料納付要件に該当するとき。	母子年金の場合と同じ
遺児年金	被保険者である父や母を亡くし、18歳未満の子だけが残され、一定の保険料納付要件に該当するとき。	子1人の場合 月額 46,000円 子2人の場合 月額 51,900円
寡婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき、10年以上夫を守った妻に60歳から65歳になるまでの間支給	夫が受けた老齢年金の半額 10年納付の場合 月額 9,425円
死亡一時金	3年以上かけ金を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族に支給。	23,000円~52,000円



老後は誰にでも……と加藤課長
加藤保険年金課長は、老後の健康や年金問題
についても各地で講演。好評を得ています。

私の場合は遅く加入したので、60歳まで20年位しか掛ける年数がないのですが、不足分の5年はどうなるのでしょうか。

加藤 任意の場合は、結婚年数も通算されますので資格はとれますね。

ただ、いただく年金は掛けた金額だけです。

高齢化社会を迎える破産するのでは?

長島 もし、私が年金をいただく寸前に死亡した場合、掛け金はどうなるのでしょうか。

例えば家族に少しもらえるとか。

加藤 生命保険じゃありませんからね。老後の生きるための生活保障の年金ですし、亡くなつた方に老後はありませんので……。

長島 ごもっともです。

加藤 ただし、死亡一時金はもらえます。3年以上掛け金を納めた人が年金を受けずに死亡した時、その遺族に支給されますし、夫を亡くし18歳未満の子と生

活している場合、母子年金ももらえる仕組みになっています。

長島 それらの年金をもらう時はどうすればいいのですか。

加藤 年金を受けるには、すべて本人からの申し出によります。

長島 先日私、11枚の領収書を比べてみたのですが、10年間に10倍以上も保険料が値上がりしているんですね。その上げ幅も変則的です。

保険料はどのようにして決めるのですか。

加藤 5年ごとに保険料の再計算をして調整しています。年金の給付額や収入及び国庫負担の額、それに物価の上昇などをみてですね。

保険料が納められないときは

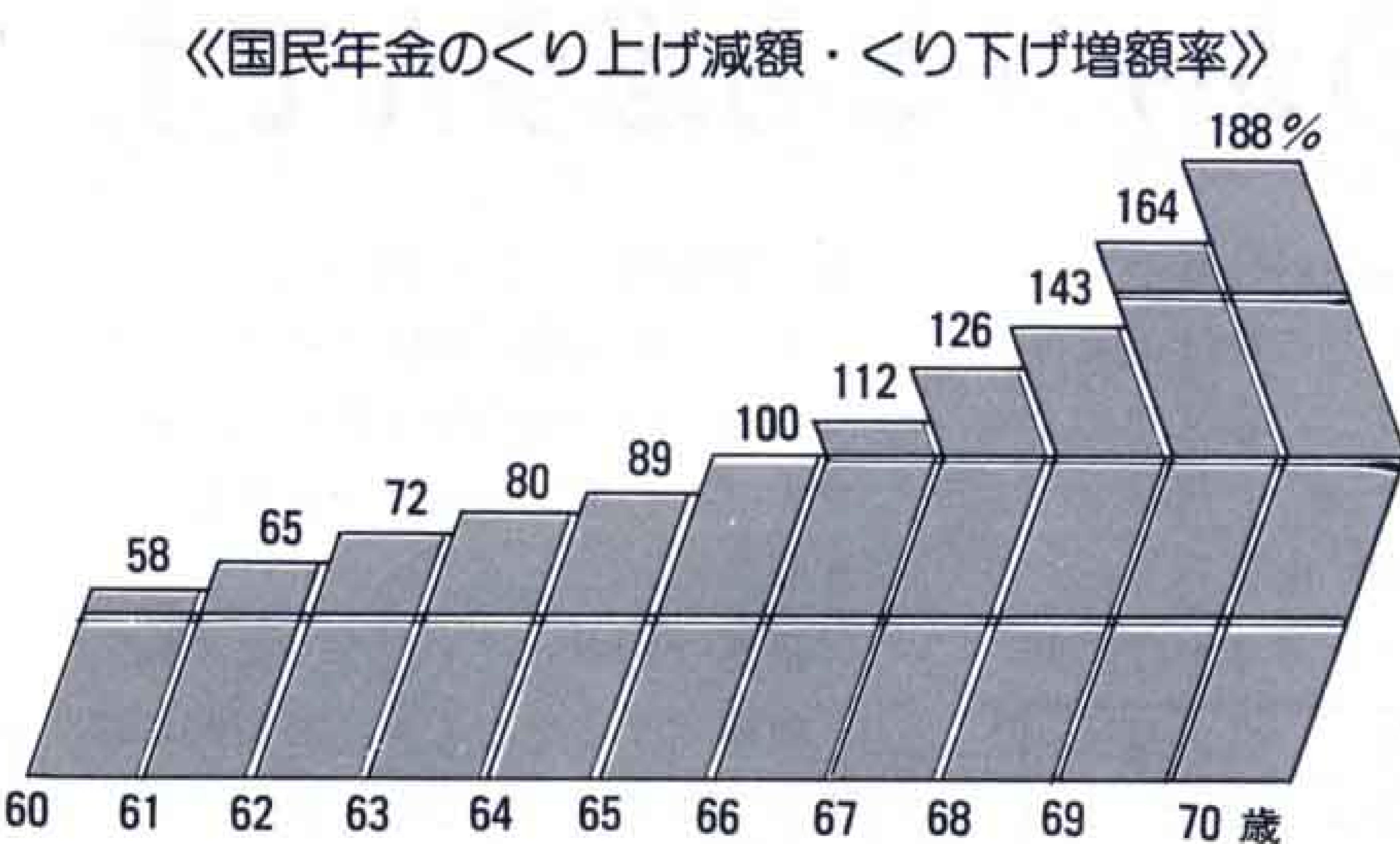
長島 保険料が納められない場合は、どのようにしたらよいのですか。

加藤 強制加入の場合は、免除の申請をすることができます。免除になりますと、免除された期間も年金を受ける25年以上の資格期間に算入されます。

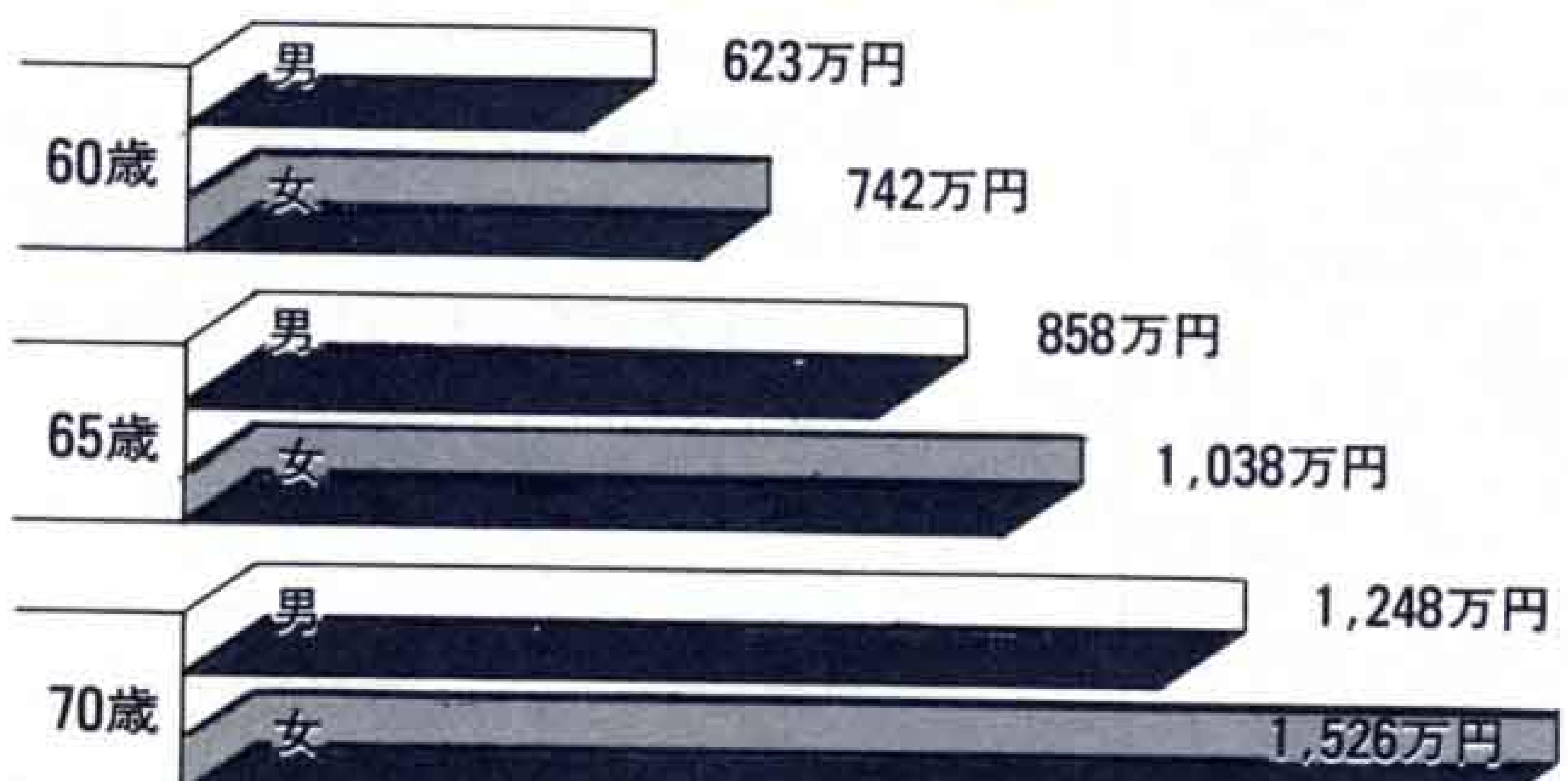
年金を多くもらつには

年金を少しでも多くもらいたい——これは誰でも思うこと。

国民年金の老齢年金は、男女ともに六十五歳からが原則です。しかし、希望すれば六十歳から六十五歳の間の希望するときからもらえます。ただし、六十歳からもううときは、減った割合になります。仮に六十歳から毎月一万円もらえる年金を、六十歳からもううと五千八百円、六十一歳で六千五百円、六十二歳では七千一百円と支給率が変わります。一方、六十五歳から七十歳ま



《平均余命からみた一生の間にもらう年金総額》
(25年間の保険料納付の場合)



での間の希望する年齢まで、くり下げるももうこともできます。この場合は、もうえる割合が増えます。六十五歳でもらえる年金額を百として、各歳のもらえる割合は左のグラフのとあります。六十歳からもうい始めれば、減った金額にせよ長い期間もらえます。七十歳からもうい始めれば、増えた金額にせよもういる期間は短くなります。そこで、平均余命だけ生きたと仮定したとき、一生の間にもらえる年金総額を比べてみたのが左下のグラフです。

長島さんのようなサラリーマンの奥さんなどの任意加入の場合は、やめる手続きをしてください。納めないでおくと期間不足となることもあります。

長島 65歳まで生きられる保証は何もないのに、60歳でもらいたいとも思うのですが…。

加藤 本来は65歳からなんです。60歳からですと42%支給率が低くなります。それに60歳ではまだまだ働ける歳なんですね。働く間は働いて、65歳になってから100%いただいた方が得だと思います。（4ページのグラフをご覧ください）

年金だけで生活は…

長島 年金だけで将来生活できるのでしょうか。

加藤 公的年金だけで、誰しもが老後の生活の全てをまかなうことは困難でしょう。これを埋める手段として企業年金や個人年金の利用も結構だと思います。しかし、個人年金は老後の所得保障としての機能に限界があります。とくに掛け金の払込み期間が長くなると年金額が大きく目減りし、老後の所得を補う役割が低下するわけです。

長島 個人年金には物価スライド制もないんですね。

加藤 そうです。今後もこれを導入することは不可能と思われますので、個人年金に対して、公的年金と同じような役割を期待することは、本来無理なことでしょう。

何か有利なことは

長島 年金を納めていることで何か有利なこと、又は特典はありますか。

加藤 まず、税金が安くなりますね。それから、全国各地の保養センターを安く利用できます。

長島 年々、平均寿命が伸びていますが、その反面、日本の人口は出生率が低く、高齢化社会の中で年金を支える若者が少くなってしまうと



保険年金課には相談コーナーもあります

思います。そういう面からみて、今後、年金制度は破産するのではないかと心配されていますが…。

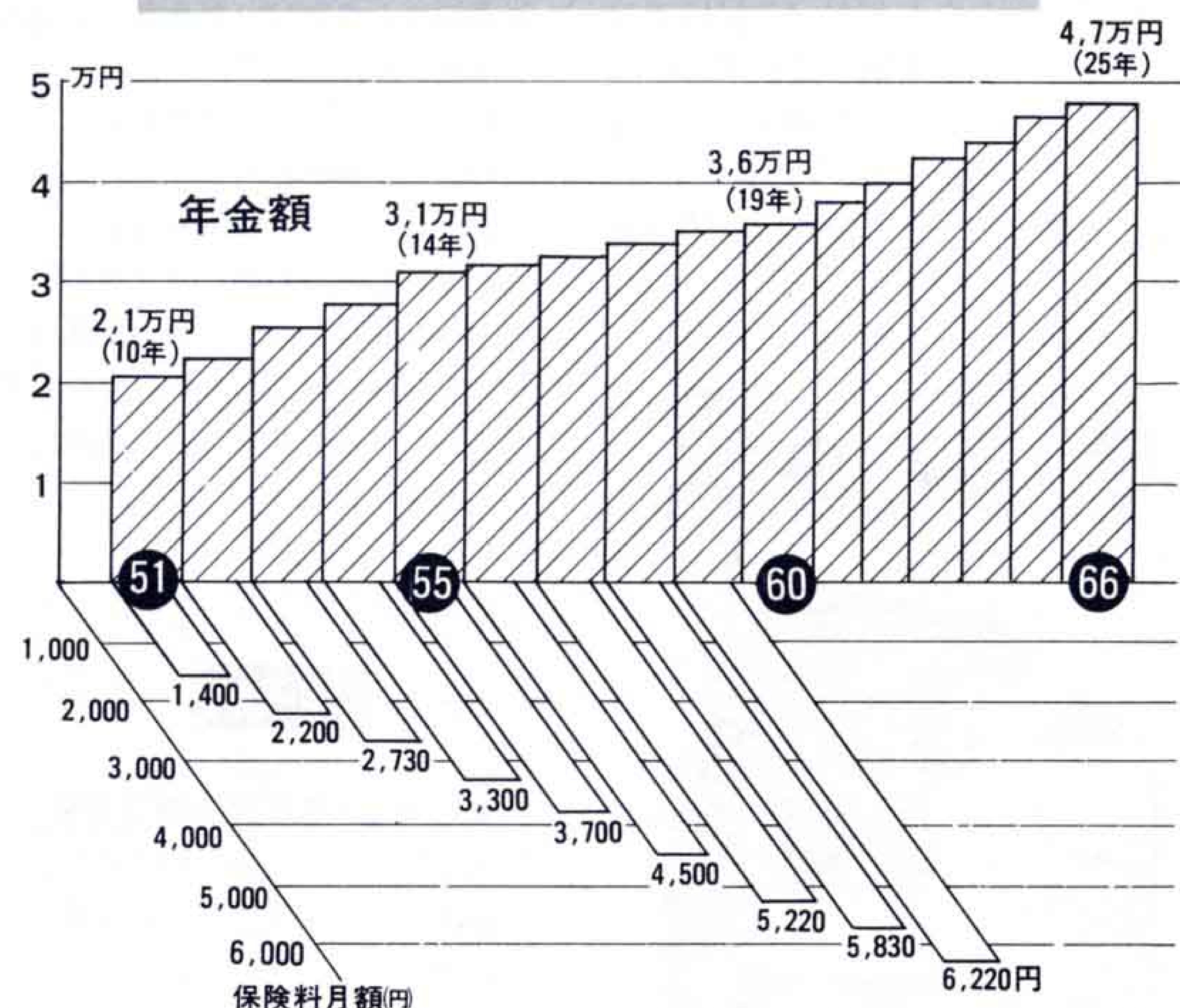
加藤 国民との長期契約が年金です。制度の健全な運営のため、各種の改正は予想されますが、それを簡単に破棄する、ということは考えら

れません。これは、国の威信にもかかわることですから。

長島 よくわかりました。

最後に、老後というものは、突然にやってくるものではなく、健康も年齢も自分の問題として心がけておくことが大切なんですね……。

給付費と保険料の関係は



上の図は、昭和51年度に10年年金が発生して以来、各年度ごとにその時の最も高い年金額とその時の保険料を月額で比較してみたものです。（最も高い年金額とは、昭和36年4月から引きつづいて保険料を納めてきた人の繰上げをしない65歳支給の年金額です。）

この図から、これまで年金額が高くなるにつれて保険料が引き上げられてきたことがわかります。保険料は昭和56年4月から月額4,500円となっていますが、今後も受給者が増え年金額が高くなるにつれて保険料を引き上げていかなければなりません。法律では昭和60年まで保険料がきめられていますが、その後の保険料は次の再計算のときに改めてきめられることになります。